

議案第 4 3 号

杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 2 日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 1 0 年杉並区条例第 3
号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条の 4 第 1 項中「（次条において）」を「（以下）」に改める。

第 1 6 条の 5 の次に次の 1 条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等）

第 1 6 条の 6 任命権者は、杉並区職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年杉並
区条例第 1 号。以下この項において「育児休業条例」という。）第 1 8 条第 1 項
の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項に
おいて「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならな
い。

（1） 申出職員の仕事と育児との両立に資するものとして規則で定める制度又は
措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の規則で定め
る事項を知らせるための措置

（2） 出生時両立支援制度等の請求等に係る申出職員の意向を確認するための措
置

（3） 育児休業条例第 1 8 条第 1 項の規定による申出に係る子の心身の状況又は
育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、
又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情
の改善に資するものとして規則で定める事項に係る申出職員の意向を確認する
ための措置

2 任命権者は、3 歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職
員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなけれ

ばならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資するものとして規則で定める制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の規則で定める事項を知らせるための措置
 - (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
 - (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして規則で定める事項に係る対象職員の意向を確認するための措置
- 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号に掲げる措置により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、改正後の第16条の6第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

（提案理由）

妊娠、出産等についての申出をした職員に対する措置等を定める必要がある。

杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) 第16条の4 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして規則で定める制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請（以下「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の規則で定める措置を講じなければならない。 2 略 <u>(妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等)</u> <u>第16条の6 任命権者は、杉並区職員の育児休業等に関する条例（平成4年杉並区条例第1号。以下この項において「育児休業条例」という。）第18条第1項の措置を講ずるに当たって</u>	(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) 第16条の4 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして規則で定める制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の規則で定める措置を講じなければならない。 2 略

は、同項の規定による申出をした職員
(以下この項において「申出職員」と
いう。) に対して、次に掲げる措置を
講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立
に資するものとして規則で定める制
度又は措置(次号において「出生時
両立支援制度等」という。) その他
の規則で定める事項を知らせるため
の措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求等
に係る申出職員の意向を確認するた
めの措置

(3) 育児休業条例第18条第1項の
規定による申出に係る子の心身の状
況又は育児に関する申出職員の家庭
の状況に起因して当該子の出生の日
以後に発生し、又は発生することが
予想される職業生活と家庭生活との
両立の支障となる事情の改善に資す
るものとして規則で定める事項に係
る申出職員の意向を確認するための
措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養
育する職員(以下この項において「対
象職員」という。) に対して、規則で
定める期間内に、次に掲げる措置を講
じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立

に資するものとして規則で定める制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の規則で定める事項を知らせるための措置

（２） 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

（３） 対象職員の３歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして規則で定める事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

３ 任命権者は、第１項第３号又は前項第３号に掲げる措置により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。